

コンプライアンス及び内部通報等に関する基本方針

特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という）は、社会的な信頼に応え、各種助成事業（休眠預金等活用事業を含む）を適正、かつ、透明性をもって遂行するため、以下の通りコンプライアンス、内部通報及び利益相反管理に関する基本方針を定めます。

1 コンプライアンス推進体制

- ・ 本法人の事業活動における法令遵守（コンプライアンス）を徹底するため、コンプライアンス施策責任者を置き、理事長をもってこれに充てます。
- ・ 責任者は、役員及び本法人の業務に従事する者に対する意識啓発と適正な業務執行の監督を行います。

2 内部通報窓口の設置と通報者の保護

- ・ 本法人の業務に関して、法令違反や不正行為又はその疑いのある行為を発見した役員、職員及び関係者が不利益を被ることなく通報・相談できるよう、独立性を担保した外部通報窓口を以下の通り設置し、本法人内に周知します。
 - 外部通報窓口：くしろ合同法律事務所 弁護士 佐藤 圭
 - 所在地：北海道釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル8F
 - 連絡先：0154-23-8338
- ・ 本法人は、通報を行ったことを理由として、通報者に対して解雇、減給、その他いかなる不利益な取り扱いも行わないことを確約します。

3 利益相反の管理

- ・ 本法人の役員及びその親族等が実質的に経営又は関与する企業・団体等との間で取引（業務委託、物品の購入等）を行う場合は、本法人の利益を害することのないよう社会通念上適正な条件で行うものとし、事前に理事会の承認を得なければなりません。

4 反社会的勢力の排除

- ・ 本法人は、暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求には妥協せず毅然とした態度で対応します。

2026年4月27日 制定
特定非営利活動法人 CCL